

相模国三浦半島の古文書について(四)

岩 崎 義 朗

第五の文書は己(年不詳)二月二日の北条氏規判状で旧木古庭村百姓増右衛門(鈴木氏)所蔵のもので、本文は次の通りである。

木古庭之郷領主宮下闕落ニ付而、諸百姓亦郷中明之由申上候、何之郡郷ニ有レ之共早々罷戻如前之諸役亦可ニ走廻、如何様之権門不入之地ニ致ニ居住ニ云共、為ニ御国法ニ間早速可ニ罷戻一者也、仍如件

己二月二日(北条氏規朱印、「印文真実」)

木古庭百姓中

この文書は木古庭郷の領主である宮下が闕落をしたので之に随って諸百姓等が郷中を空けたことを小田原に報告をした、所謂逃散をしたのだが何処の郡郷に居ても早速に戻って従前の様に諸役をつとめるようにせよ。仮令どのような権門或は不入の地に居住しているといっても、逃散は御国法であるから速やかに戻れというものである。

この宮下については小田原衆所領役帳によれば木古庭は山中寄子である宮下弥四郎が六十一貫六百五十文の領主となっているが、何故欠落をしたのか、その理由が判明しない。中丸氏は「宮下の欠落した時期天正九年(一五四〇)の頃は北条氏が他の地域で寄子寄親の關係を再確認したり、在郷の武士の「着到」を準備させたときと一致している。このことから宮下に北条氏から何らかの圧力が加えられたと考えられる。」(註1)としているが、欠落ちをしなくてはならない事情は自己の直屬する寄親である山中彦十郎からの圧迫なのか、北条氏からの直接的な圧迫なのか、兎に角自己の本領から逃避せざるを得なかった条件があったに違いない、山中彦十郎にしても寄子の中でも貫高からいえば半島の中の十四人中第六番目に当るし、又山中寄子は半島の咽喉を扼する半島の頸部から半島中央縦断路線に沿って半島の北半部に布置しているのは極めて重要な地域を占有しているのであって、しかもその略中央に位置する宮下の欠落を余儀なくしたのには相当の理由が存することであろう。

次に宮下の欠落について諸百姓等が郷中を空けたことについては領主たる宮下との結び付きの密着していることを示すものであるが奴隸的な結びつきなのか、封建的な結合なのかは判定出来ない、中丸氏は「ともあれ「領主」宮下の欠落に百姓が動揺して逃散にまでおよんだことは、宮下と百姓の關係が封建的というよりむしろ奴隸的な色彩がこいといわねばなるまいと指摘しているが、一揆や逃散が起る場合の指導者と百姓との關係は必ずしも奴隸的とは限らない。むしろ欠落をした理由やその時の条件の方が重要な要因とみなすべきではなからうか、宮下の欠落によって宮下が命令したり強唆、煽動したりするよりはむしろ欠落の要因が百姓の生活に圧迫を加えるものであったと見るべきではなからうか。奴隸的と見做される為には理由の如何よりは生死を共にするとか命をかけても主人の命に従うという關係が考えられるが、一般百姓の生活への脅威は命令以上のものではなからうか、ただ注意を要するのは領主と百姓とに共通する圧迫でなければならぬだろう。

次いで逃散した者共に至急帰郷するように帰郷を命じたもので、このことは国法で定められているので如何なところに住しようとも至急に帰郷すべしというのである。これは北条氏規が出した文書で、この事を小田原へ注進した趣も記してある。しかし結局は宮下は帰郷しないのである、次の第十の文書には小代官を置き、百姓頭がきまって新たな組織の中に直轄地とした次第が窺われる。即ち宮下弥四郎の領地は取上げられてしまつて小代官の支配下におかれ、着到を命ぜられていることが見えているのは、一度逃散した百姓は帰郷していると見なければならぬ。この事については第九の文書について述べる時に更に詳細に触れたい。

第六 是天正九年十月廿三日北条氏印判状で旧佐野村百姓小左衛門所蔵のもので、その本文は次のようである。

堀式間可致之事

此道具大方之積

式本 男柱 長八尺 廻九寸一尺 木ハ何よても

式本 間柱 長七尺 廻七寸八寸

三本 大竹 但五寸六寸

三束 小竹 但五十本結

拾式房 繩

拾式抱 萱

拾貳抱　すざら

以上

右此分致支度来月朔日宝蔵寺へ持寄、從二日可致之、一日ニ成共三日四日ニ成共人足稼次第ニ可致之、出来之上美濃守殿以御下知可罷帰、万一奉行非分申懸其可_レ上_三目安_一者也、仍如_レ件

辛巳（北条氏虎朱印）

十月廿三日

佐野村

百姓中

この文書は旧佐野村の百姓中に対して天正九年の十一月一日に玉縄城の塀築造のために男柱間柱大竹小竹をはじめ縄宣すざわら等を宝蔵寺に持寄り、十一月二日から着工せよ。竣工の日数は制限せず、人足の働き次第により、成就の上は北条氏規の指示によって帰郷してよろしい、若し奉行が非分を申しかけて来た時には訴状を奉るようによせよ。という城塀修築の夫役を命じたものである。

この塀は材料から二間の土塀の築造工事のようであるが、この工事を任命されることについては既に永禄六年の相州文書に（註2）

「玉縄御城塀之事

東郡三浦郡久良岐郡へ被仰付候、但末代之定也

五年ニ一度宛可致之事

（後略）

と玉縄城支配下の三郡にその修築を指定し末代の定法として義務づけていることから、三浦郡の佐野村へ宛てたものである。ここに工事資材の集積所を宝蔵寺と指定してあるが今、その宝蔵寺は城塀修理に便する地点であろうが、玉縄城の周辺付近には直ちに指摘し得るところがない、（註3）しかし三浦方面から運搬する道筋から考えれば、旧植木村か旧渡内村かが考えられるのであるが、旧渡内村の中に考えるのが妥当するのかもしれない。

第七の　文書は天正十一年七月朔日北条氏印判状は旧逗子村延命寺所蔵のもので、その本文は次の通りである。

於三浦郡二雨乞之御祈念尤ニ候、雖_レ為_二苦勞_一可_レ被_レ抽_三精誠_一候、雨乞成就之上、相当之布施可_レ遣者也、仍如_レ件

癸未（北条氏規真実朱印）

山中上野介

七月朔日

奉之

延命寺

妙音寺

この文書は天正十一年七月朔日に旱天続きである三浦郡に雨乞の祈念を北条氏規が命じたものであって、祈念精誠の効顯あらばそれに応ずる布施を遣すというものである。

この文書には「三浦郡」というように独立の郡を認めていることに留意することが必要であろう。そして宛名は古義真言宗の延命寺とその末寺である下宮田村の妙音寺に対して下している。その発令者は「真実」の朱印を使用しているので明らかに北条氏規であって新編相模風土記稿に記載する虎朱印を押すというのは誤りである。

また北条氏規が特にこの朱印状を出したのは氏規が三浦を領し、三崎城に居城していた關係上、一地方の雨乞祈念に命令を出したものである。

北条氏規の命を奉じてこの文書を出した山中上野介については相州文書の書入れには山角上野介と「中」を「角」に朱筆し、更に名を康定と朱筆している。しかし、この山中上野介は小田原編年録によれば山中孫七郎に関する説明に

「某山中上野初氏康ニ仕フ三浦厨子城ヲ預ル後氏康ノ命ニテ美濃守ニ属ス家老トナル小田原籠城ノトキ三浦ノ城ニアリ没落ノ時三浦ヲ朝夷弥太郎ニ授ク」

とあって、北条氏規に属してその家老となっているのであるから、氏規の命を奉じて、かつて自己の預っていた厨子城下の延命寺に、またその末寺たる妙音寺の双方に雨乞祈願の成就を命じた關係も明らかになったが相州文書の朱筆は誤りであり、また康定も誤りであって山中上野介としておくべきである。

第八 天正十三年七月廿二日北条氏印判状は次の通りである。

御留守中掟

一、自他所ニ來舟、則致人改ニ又歸海ニ可レ乗者を明白ニ幾度ニ候共、則三崎へ人ヲ越堀原、山本ニ手判を取而可ニ出船事

一、獵船ニ候共、当郷代官申レ改可ニ出船ニ事

我僣ニ罷出候ハ、舟主舟方可レ為ニ重科ニ事

一、無ニ手判ニ而他所之舟出船候ハ、浜代官可ニ切頸ニ事

以上

右三ヶ条可レ存ニ其旨ニ者ニ、仍如レ件

乙酉（北条氏虎朱印、印文「祿寿応穩」

七月廿二日

田 津

浜 代 官

百 姓 中

舟 持 中

この文書は「御留守中掟」となっている。三浦郡は玉縄城を本城とし、三崎城を支城として支配されていたのであるが、三崎城主である北条氏規は美濃守で、氏康と今川氏親の女を母として生れ、館林、葦山、三崎の三ヶ城の城主であった。（註4）したがって各三ヶ城に在城しなければならなかったから、三崎城が留守となる場合があり、城主留守中における処置を規定したものである。

しかもこの規定は出船、入船共に取締らなければならないことと最後に代官に対する処理の規定を設けている。即ち第一は入船は直ちに人改めを行い、出船も同様に人改めの結果を三崎城詰の海賊衆に届出て許可書をとって出船することを規定している。第二にはたとえ獵船であろうとも出船の場合は改めを行い、勝手に改めを受けないで出船した場合は舟主舟方一同重罪に処せられることを規定している。第三には許可書なくし他所の船が出船した場合の責任は浜代官にあってその罪は切頸であることを定めている。

この文書の中で手判（出船許可書）の発行者は梶原と山本の二名に決っているが、この二人は恐らく、梶原は梶原備前守（註5）、山本は山本信濃守（註6）であろうと考えられる。またこの充先について浜代官、百姓中、舟持中となっているが、浜代官については既に永嶋出雲守正氏が充てられてよい筈であることを述べた。（註7）ここで北条氏と永嶋家とが主従關係を結ぶようになったのは何時頃からであろうか、小田原衆所領役帳が永祿

二年にまとめられているが、の中には永嶋氏及長島氏は記載されていない。在地土豪の中でも大きい勢力を有していたと考えられ殊に漁業方面に於ける漁業集団(註8)の指導者を放置しておく筈がない。この事は北条氏が三浦半島経略に次第に力を入れ始めた永禄の末期頃から元亀を経て、天正の初期に至る頃と考えられる。(註9)

そしてこの文書は前年即ち天正十二年三月に足利、館林の城を攻撃のため北条氏規は橋本遠江守、花房内膳正等を率いて出張中に、房州の里見義頼は兵船数十艘をもって鎌倉の荏柄辺まで乱入した翌年(註10)でもあり、また北条氏直が野州へ出陣する時でもあって、その間隙を窺われないためにも船舶の出入を厳に警戒する必要から出したものであらう。

第九 は年号不詳のものであるが七月廿三日北条氏印判状であるが北条氏の掟書である、その本文は次の通りである。

掟

一、当郷ニ有_レ之者侍凡下共ニ廿日被_レ雇候、行之子細有之間、悉、弓、鎗、鉄炮何_レも得道具を持、何時成共一左右次第可_レ罷出_二事。

一、此度若一人成共隠不_レ罷出_二儀、後日聞届次第、当郷之小代官並百姓頭可_レ切頭_二事。

一、惣而為_レ男者ハ十五、七十を切而悉可_レ罷立_二舞々猿引躰之者成共可_レ罷出_二事。

一、男之内当郷ニ可_レ残者ハ七十より上之極老、定使、十五より内之童部、陣夫此外悉可_レ立_二事。

一、此度心有者、鎗之さびをも見あき、紙小旗をも致_二走廻_二候ハ、於_二郷中_二似合之望を相叶可_レ被_レ下_二事。

一、可_レ罷出_二者ハ来廿八日公郷原へ集、公方檢使之前_レて着到ニ付、可_レ罷歸_二小代官百姓頭致_二同道_二可_レ罷出_二但雨降候ハ、無用、何時成共廿八日より後、天氣次第罷出、可_レ付_二着到_二事。

付、着到ニ付、時似合ニ可_レ持得道具を持来、可_レ付_レ之、又弓、鎗之類持得間敷程之男ハ歟、あはかり共可_レ持来_二事。

一、出家ニ候共此度一廻之事、発起次第可_レ罷立_二事。

右七ヶ条之旨能々見届可_レ入_二精、愚ニ致_二覚悟_二候モ可_レ行_二厳科_二、又入_二精候モ為_二忠節_二間、如_二右記_二似合之望を相叶可_レ被_二仰付_二者_二、仍如件。

七月廿三日(北条氏朱印)

小代官

木古葉

追而御出馬御留守之間、御隠居御封判を被_レ推候 以上

この文書の掟書は北条氏政の出したもので動員の準備としての勢揃を命じ、合戦の訓練をさせるものである。

七ヶ条あって、その第一は木古葉郷の在住する者で侍も凡下も両方共に廿日に命令に従うように雇れた、これを行うのは別して理由があるので全員は弓、鎗、鉄炮のどれでも得手の道具を持って指令のあり次第に出動しなければならない。

第二は此の度行_う着到についてたとえ一人でも隠れて出動しない者がある事が後日判明した場合は、その責任者である小代官並に百姓頭は斬首するといふ厳命である。

第三は召集の対象は男子で年令は十五才以上七十才未満で、舞々即ち幸若舞を業とする役者衆から猿引即ち猿つかいを業とする者までの下賤な者迄出動しなければならない。

第四は男子の中で出動要せず郷中に残留すべき者は七十才以上の極老と定使の役についている者、十五才以下の子供および陣夫の役のあるもので、これ以外の者は全員が出動しなければならない。

第五は此度の召集に精を出す心ある者は鎗のさびをも磨いたり、或は紙小旗の類を作ったりして精を出した者には郷中でそれ相應の望を叶えて下されるという事。

第六は出動する者については来る七月廿八日に公郷原へ集合すること。その際に公式に任ぜられた検閲使の前に着到してから帰郷するように、その節は小代官、百姓頭が同伴して出動すること。但し当日雨天の節は出動に及ばないが、その際は廿八日以後、天気になり次第に出動し、着到しなければならない。附たりとして着到する折、その時機にふさわしい得手の道具を持たなければならないが、しかし一方弓や鎗を持ち得ない程度の男はせめて鍬とか鎌のようなものでも持って来なければならない。

第七は仮令出家であっても此度の召集については自ら参加を思い立ち次第参加するようにしなければならないというのである。

以上の各条の趣旨を充分に見きわめて一生懸命努力をすべきで、仮りにもよい加減な心がまえをするものがあれば厳罰に処するし、又一生懸命に努力をすれば忠節として右に記したように相應の望を叶えるという命令であるというのである。

そしてこの文書は木古葉の小代官と百姓中に充てられている。最後に追而書がついていて御出馬について御留守中なので御隠居が御封判をされた

ということになっている。それで御隠居は北条氏政を指すとすれば出馬しているのは氏直ということになる。氏直が家督を相続したのが天正十一年（一九八三年）であるからそれ以後ということになる。また御留中ということで「御留中の掟」ともいわれているが、これと略同文のものが武州文書（註10）にあり、その年号に近いので天正十三年に之を当てるのが出来そうである。これを今天正十三年に当ると出馬は、四月下旬に北条氏直は鉢形、岩筑、八王子、江戸、葛西、武蔵の諸軍勢を率いて野州へ皆川山城守の長沼城攻撃のために赴いていた時であり同年七月廿九日迄の出陣を指すものと考えられる。（註12）

この掟が動員の準備として施行された理由は明瞭ではないが、野州出陣が約三ヶ月という長期に亘って来たことも考えられないことはないし、また武州迄の兵を動員している点でも次の備えとしての配慮も考えられるが、留守中に施行され七月廿三日付で廿八日に召集を命じているのは可成急いでいる模様が窺取出来る。しかし出先の状況は両軍とも長陣のために戦意を失って公郷原着到の期日の翌日に両陣が和融して引払っている。

この召集に当って動員の責任は木古葉郷の小代官と百姓頭に帰せしめている点に留意する要があろう。このように責任を帰属せしめるためにはそれだけの権力的な結びつきがあったのであろう。

またこの木古葉郷においては小代官―百姓頭―百姓の階層があることが明らかであり更にこの文書を見ると商人、細工人があり、そして最下級ともみられるものに「舞々、猿引躰之者」と記されていることから小代官、百姓頭は侍、凡下（百姓）そしてそれ以下の階層にまでその権力が及ぶようにみえる。小代官が領主に代る程の者であり、この郷の人口の大部分を占める百姓の統制と代表を兼ねる百姓頭の権力も共に相当大きいことが窺われる。

終りに前掲第八の文書とも関係して同年同月で本文書が廿二日でこの文書は廿三日、同文のもので足柄下郡酒匂本郷のものが廿二日、同文のものが橘樹郡上駒林に下されていて関連をもつものと考えられる。

第十天正十五年四月十三日北条氏印判状の本文は次の通りである。

従前々々有田津浦葛網之儀走廻候、然ニ近年此方より御用諸浦次ニ被ニ仰付ニ故致ニ退転候由申上候、向後自ニ此方ニ被ニ仰付ニ御用、葛網之外ハ被ニ仰付ニ間敷間、早々如前々々田津可ニ爰歸ニ、仮初ニも此方為レ無ニ御印判ニ、誰人申付候共御用ホ走廻間敷者ニ、仍如レ件

丁亥（北条氏規「真実」朱印）

四月十三日

井出内匠助 奉之

永嶋出雲守

この文書の意味するものは前々から田津浦に葛網があつて御用に精を出していた、ところが近年になつて御用は諸浦次に頻繁に仰付けられた為に落ぶれて、他所に移るようになった事を城主に申上げた。これから後、当方より命令される御用は葛網以外には絶対に命令されないから、早々に以前のように復帰せよ。たとえ一時にもせよ北条氏規の御印判がなくては、誰人が命じようとも御用に精を出してはならないという葛網以外の御用に参加することを禁止したものである。

この文書について日本漁業経済史は（前略）葛網之外よりハ被仰付間敷○如前々田津可度^マ帰（後略）と読んでいるが○のところは間が脱落し、度は夏で復と同じで復帰と読むべきである。（註13）

この文書では葛網漁業の退転が記されているのは御用が公私共に多く且つ公課の強徴と又時には陣夫、定普請、海上輸送、戦時魚類供給、海上監督等課役があり、また彼等の負担は天正以後いよいよ加重して来た（註14）こと等がその退転の背景となっているようである。しかし、この退転をもとえもどそうとしているのには更に北条氏の政策の転換が行われようとしていることが考えられる。例えば天正十五年に入ると小田原城の普請が行われ、（註15）同年七月には各地に着到を命じていること（註16）等に一連の政策の動きが見られる。之は丁度房総の正木左近大夫正康配立の動きがあり、（註17）この動きに対応するものとも見られ房総の情勢は十五年から十七年頃迄波瀾を含んで絶えず動揺を続けている。（註18）漸て秀吉関東動坐のこともあつて小田原の情勢は緊迫の度を加えるかに見えている。

第十は天正十五年七月晦日北条氏印判状の本文は次の通りである。

定

一於郷当ニ不^レ撰^ニ侍凡下、自然御国御用之砌、可^レ被^ニ召仕^ニ者撰出其名を可^レ記事。但三人

一此道具、弓、鎗、鉄炮三様之内何成共存分次第、但鎗ハ竹柄^ハても木柄^ハても二間より短ハ無用ニ候、然^モ号^ニ権門之被官^ニ不^レ致^ニ陣役^ニ者、或商人或細工人類、十五、五十を切而可^レ記之事。

一腰さし類、ひらく武者めくやうニ可^レ致^ニ支度^ニ事。

一よき者を撰残し、夫同前之者申付候ハ、当郷小代官何時〔にても〕開出次第可^ニ切頭^ニ事。

一此走廻を心懸、相嗜者ハ侍までも凡下までも随望可レ有御恩賞事。

以上

右自然之時之御用ニ八月晦日を限而右諸道具可レ致ニ支度ニ、郷中之諸負其人交名以下をハ来月廿日ニ触口可ニ指上ニ、仍如レ件。

丁亥

七月晦日

小代官

木古葉

百姓中

この文書は旧木古庭村百姓増右衛門（鈴木氏）所蔵というものであるが、増右衛門の家は絶えて現在は伊東敏三郎氏の所蔵になっている。

この文書は北条氏の平時における徴兵の準備並にその召集に関する規定であって、五ヶ条から成立している。その第一を見ると志願制度ではなくて徴兵制であり、その範囲は侍に限らず一般庶民も含んでいるが、その数は纔かに三名であるが、分国（御国という言葉が使われている）内における平時の事態に應ずる者を撰出させることが規定してある。之れは精兵主義ともいふべき該当者の中から優秀者を選ぶことになっている。

第二には武器、職種、年令等に関する規定で、武器については弓、鎗、鉄炮の三種類を指定し、その選択は自由にしてあるが、武器は各自で、持参するが、この三種の中で鎗だけは短柄鎗を禁じ長さ二間以上の長柄鎗を指定し、その柄の材質は竹でも木でもよいとしている。次には権勢ある者の被官であろうが、商人或は細工人（職人）であろうがその職種の如何を問わず、十五以上七十才以下の者の名を書出すことを規定している。動員該当者の実数を把握することが狙いであろう。

第三は武器に対しての規定で腰さし類についてはひらひら武者めくように支度することが大切だとしている。腰さし類は腰小旗でこれが貧弱では威勢がよいのでひらひらとして翻えり、見るからに武者らしいように要求している。

第四は第一条に規定した平時の事態に應じて出動すべき者の人選に関して最も優れた者を撰残して、人選をした場合には嚴罰に処する旨を規定している。若し撰残したことが小代官にわかった場合は開出次第に切頸にするというものである。

第五条は右四条の次第を心得て一生懸命に努力をしたものについては、侍でも凡下でもそれぞれ希望にしたがって恩賞が与えられるものであることを規定した。

右の規定は平時の事態に対処するものである。八月晦日を日限として諸道具の支度をせよ。また郷中の担当責任者はその人々の連名状を来月即ち九月廿日に触口へ差出せというものである。

そして、その地名は現在の木古庭[○]ではなくて木古葉[○]を用いて、一郷をなしていたものであって、ここには小代官が置かれていることが明らかである。しかし何故この木古葉に小代官を置くのか、また小代官の地位、役割については総合的に研究がなされるべきであろうが、地方的に考察すれば木古葉は半島を横断する主要の幹線の中央路ともいうべきで、略その中央部に位置すると共に半島の南北に通ずる古道の分岐点に当たっているので当時の交通上の要衝に当たっている。勿論現在の路線の重要性とはその意義を異にしている。丁度この鎌倉道から十三峠へ、また浦賀道へと南北に走る道の分岐点となり木古葉郷の重要性を見出す理由といえるであろう。

なお之と同文の文書は同年月日付をもって足柄上郡栢山郷、足柄下郡中島郷、愛甲郡三増郷、大住郡広川郷、三浦郡木古庭郷、久良岐郡永田郷、その他へも出されており、ほぼ相模国全域に近く、更に武蔵国へも及んでいて相当広範囲に亘る動員であることに着眼すべきであろう。また各郡の中で選択され郷がどのような重要性をもっているかも検討する必要があるうし、これ等の各郷に充てた文書の充名は凡て「小代官、百姓中」となっている点にも留意する要がある。(註19)

第十二は年不詳正月五日の北条氏印判状で旧久里浜村鈴木弥左衛門所蔵の文書である。現存して浦賀在住の鈴木保和氏所蔵にかかるもので、その本文は次の通りである。

明後六日ニ鯛卅枚、あゑひ百盃相調可ニ持来候、替り共於此方ニ被相渡候由被仰出候、始而之御用被仰付候間、少も無如在、必々六日ニえ夜通も可ニ持来候、至無沙汰ニ可レ為曲事候、御着共ふゑん可ニ相調二者也、仍如レ件

申（北条氏朱印、印文不詳）

正月五日

関 修理亮

奉之

鈴木とのへ

本文は明後六日ニ鯛三十枚と鮑百盃を相調えて玉縄へ持参するようにせよ。代金等は此方（玉縄）で相渡さるべき筈であるとのことが仰出されている。始めての御用が仰付られたのであるから少しも怠りなく、きつと六日の日にはたとえ夜通でも持来なくてはならない。もしも心を用い

ない(たよりのない) 場合には咎むべきこととして処罰せられる。御看等は無塩で新鮮なまま相調えなければならない。よって前項記載のとおりであるという意味である。

この文書によれば鯛と鮑が納入の品種としてあげられているが、当時は鯛が珍重され、その価格も他の魚類と比較して高価であることが知られる。(註20) 鮑は割合に安い、その数量が鯛で卅枚とすれば安くみて三百文、高いもので九百文、中位で四百五十文前後であるが一尺五、六寸の鯛ともなれば相当に高価である。また代金の支払も肴渡所(註21)に納入後に支払われることが指示されている。また肴共の納入は無塩で、新鮮なままのまま納入を指令し、しかも五日付の文書で、明後六日には夜通も可持来候といっているのはその漁獲から納入までの期間を短かくして鮮度の高いものを要求している。しかも無塩ともなれば前日に獲れたものに塩をして納入するわけにはいかない、従ってその納入に関する規制は厳重を極めている、しかも始而之御用なるが故に「必々」と入念な規制と共にたとえ一日の遅延も許容しない「夜通も」^{〇〇}となつてゐる等が注意されよう。

次にこの中で「鈴木とのへ」と宛ててゐること、此の年に始ての御用という点にも留意する必要がある。従来、北条氏文書の中で宛名に殿、殿、殿、との、〇〇中、及び全く名前だけのもの、乃至は全く宛名のないもの等種々使い分けてゐるのを見ると、この鈴木氏に対する北条氏の権力関係を推測し得るようにも考えられる。鈴木氏は勿論小田原衆の中に入っていない地方の一豪族ではあるが、宛名を仮名書きにしてゐるのは余程その格式を考慮してのこととも考えられようし、漁業方面の一勢力に対する支配的地位を推察することの出来る反面をもつてゐるのではなからうか。又この文書の印文は未だ解読されていないものの一つであつて、恐らくは北条氏繁の又は氏繁の後室の用いたものと推定されてゐる。(註22)しかし、之に対してこの所蔵者鈴木保和氏はこれは「如意成就」と解読すべきであるとされているが、若しそうだとすれば之は北条氏照の出した文書であり、氏照は氏政の弟で武蔵国の滝山城主であつてその文書が多く武蔵国滝山を中心に分布している点からみて疑問をもつものである。

第十三は年不詳いの六月廿六日朝倉能登守判物でその本文は次の通りである。

我々(我々)こおもち申さぬゆへ(密)あたまにいへをいし候あるニきん孫んをしりめくり候ゆへ上いも御のいやう候(併)あらしあらこせのめ
よはいゆきまもまかりあらす候間小寺をとりたて候右馬助ハにやいよちやうつけをき候こきもおのさ(申べく候)ハ大もりよてにくん
とう孫んいのとしよりきあん申候まも又かき(申べく候)もし当人のこともとせらるに候のちいらん申候ハ、このせうもんを上いへさし上らき御び

事ある(べく候)このき(義未落)らくちやく(着)ニあさま候ハ、てらハ(寺)あいてん(道)し(申べく候)さやう(左様)ニ候てハきん(近年)じん(走)じん(理)と(無駄)き(べく候)
 このところさへけん(堅固)こ(別)候へハ(望)のそ(私)ま(進)く候そのため一さつ(置)あんちをき候以上

いの

六月廿六日

朝倉能登守(花押)

にやう(良心)あん(参)寺へ

この証文には若干の問題点を含んでいるので一応その内容に検討を加えてみたい。まずこの寄進状の内容を大きく分けると二つの部分に分けることが出来る。

前段は「我々子を持ち申さぬ故……当年亥の年より寄進申候之も又重ね申べく候」まで後段は「若し兩人の子供我等死に候後……進ぢ置候以上」までである。

そして前段は我々は子供を持たないからみな他人に家を出した、しかし近年精を出したので上役も後見となって指導してくれている。しかし、他人のために家を出したりまた精を出したりしても来世のためにはならない、そこで小寺を築き構えた。右馬助は分相応の寺領を付置いた、このこともなお重ねて申しておく。我々は大森に於て二貫を当年亥年より寄進した、このことも又重ねて申しておく、というのである。

後段は若し兩人の子供が我等死んだ後に異儀を申し立てた時ば、この証文を上役へ差上げられたならば謝罪がある筈である。この事が落着がないままであると寺は衰退いたすであろう、そのようになつては近年我々が精を出したこと何事も無駄事となる筈である。このところさえ確かりしていれば別に我々の望はないのである、そのために一札証文を進め置くのである。という文面になる。

先ず第一の点は「われわれ」という言葉が前段に二回、後段に一回、「兩人」後段に一回、「われら」後段に一回使用されているのであるが、この証文を書いているのは朝倉能登守一人であるところから、「われわれ」「われら」といい「兩人」とは朝倉能登守の外に誰なのであるか。複数形の表現ではあるが、文面を通じて三様に使われても「兩人」という表現から二人であることは推察されるが、その他の一人を誰と考えるべきか。

第二の点はこの寄進状の発行者は朝倉能登守であるが、文中に「右馬助」が寺領をつけおていることが記されている。之は能登守と右馬助と

が同一人なのか、又は他の人物なのか。

第三は前段に「我々子を持ち申さぬゆへ」とあるが後段にいたって「もし兩人の子供我等死に候後」との関係はどうなのか。

第四は次の第十四の文書の右馬助との関係は如何かという四点に問題が残される。

そこで先ず第一の点から考えてこの三様の人称代名詞の中で「兩人」というところから、「我々」、「我等」ともに皆兩人の意にとってもよいと考えられる。そしてしかもその中の一人がこの寄進状の発行者たる朝倉能登守であることに誤りはないが、他の一人は誰か之を推定する場合の手懸りとなるのは、前後の「われわれ子を持たぬ」後段の「兩人の子供」という点から考えるとこの二人は夫婦か兄弟か親近の者かでなければならぬ。ところが前段に「我々は太森^{マツモリ}まで二貫」という所領関係から考えると親近者か兄弟かの二人でうまく太森で二貫というのが出せるかが疑問である。夫婦ならこれでもよいかも考えられるが如何であろうか。もし兄弟か親近者なら全文に複数形の人称代名詞を使っているから末尾には二人の氏名を併記すべきであろう。ところが一人しか記されていないのであるから夫婦と見做より考え方はないようである。

次に第二の点は「右馬助」なる人が兩人で取立てた小寺に寺領を附置しているのであるが、第一の点で考えたように夫婦だとすれば右馬助は当然能登守と同一人でなければ理に合わない筈である。しかし同一人とすれば何故「右馬助」としたのであるうか。右馬助にしても能登守にしても共に官職名である。之については能登守が寺を取立てた当時右馬助であった^(註23)から現在の能登守を称しないで右馬助としたのであろうか。若し同一人でなければ第一の疑問は解決されたことにはならない。

第三の疑問は「我々子を持ち申さぬ故」にこそ皆他人に家を出させているのは子無きが原因となったのに対して後段に「若し」といっているのは未だ子供がないか、又は子供は出来たがまだ成長していないかのどちらかに違いない、子供が無い時は養子をとる可能性があり、子供がその後出来て幼少である場合もあり、この仮定の言葉は決定すべきものがない。しかしこの仮定を記載する以上は子が無ければ養子を迎えたい希望の片鱗が顯れていると見られるし、もし出来たとすれば極めて幼少であることが考えられ、この極め手とはならないが、今良心寺には右馬助という嫡子の墓が残っている^(註24)のは如何にも譜節が合っている。しかしこの疑問に対して答え得ることは嫡子は次の文書と合わせるとよく符合しそうである。

第四の点は既に第三でふれたように「嫡子右馬助」の墓が現存しているという点で一応疑問点が解消出来るようにも考えられるが、第二の点に若干の疑問は残ってはいても大体解明出来るように考えられる。

ここで問題にした朝倉能登守が果して全く北条氏家臣のそれであるか。朝倉能登守の事蹟が記載されているのは北条五代記、関八州古戦録、北条記、豆相記、北条役帳、小田原編年録、新編相模風記稿その他である。ここで先ず朝倉能登守が旧浦郷の領主であったかどうかであるが、これを記載しているのは小田原衆所領役帳で、浦郷は買得によってその領主であることが確認されている、しかしその記載は朝倉右馬助として確認されている。(註25)だとすると右馬助が能登守であるかが問題となるがそれは小田原編年録に朝倉能登守が初名なるべし(註26)と述べているのが唯一の手懸りとなる。但し小田原編年録は名前を「景澄」としているが相州文書の書入れ及び良心寺の記録及び新編相模風土記稿は皆「景隆」としているのはやや疑問を残すものであろう。

第十四は年不詳未六月十一日朝倉右馬助判物でその本文は次の通りである。

能登守為後世二小寺家を被_レ致_二建立_一候依_レ之拙者も其旨存候而知行之内浦之郷ニ而御堪忍分五貫五百八十文之處寄進申候但五百文者寺屋敷候於_二能登以後_一も為_二違乱_一有間敷如_レ此候仍如_レ件

未六月十一日

良心寺へ

朝倉右馬助(花押)

参

この文は「能登守が後世のため小寺を建立された、それによって自分もその意のあるところを慮かって知行の内、浦之郷で扶助料として五貫五百八十文の処を寄進します、但五百文は寺屋敷の分である。能登守以後も間違はあり得ない、このようである。」という朝倉右馬助の寺領を寄進した寄進状である。

ここに寄進状の差出人である朝倉右馬助は小田原所領役帳に記載されている人とは別人のようである(註27)が、前掲第十三に記載された寺の墓は涅槃院染信道範居士とし之を朝倉能登守景隆の嫡男右馬助としている。

花押があるが他に之に相応するものはまだ管見に入っていないので確定出来ない。

第十五の文書は天正十八年正月四日某判物でその本文は次の通りである。

佐竹方百姓お年来不届、其上諸納所無調誠ニ余郷之半分三ヶ一も不納事為_レ曲子細間必此度雖_レ可_二成敗_一彼地之事も早及_二廿七八ヶ年_一、令_二知行_一百姓之間其罪も令_二遠慮_一候然間当年より改而善得、平六兩人諸式其方ニ打任候、寺分之百姓ニ候へ共石渡孫右衛門相談、田島指引頼置候、縦隣

郷他郷之百姓と成共相談五三年之内ニ納所如_レ本途有_レ之様ニ可_レ申付_二候、我々如_二前々ニ可_レ為_二百姓分_二者も、別而交名書立出之候、近年來之荒地、二年も三年も可_レ為_二高野、此為_二先証文_二可_レ切開_一事可_レ為_二肝要_二者也、仍如_レ件

天正十八年^{甲寅}正月四日 (某花押)

長 嶋 左 京 亮 殿

この文書は次の第十六の文書と全く同じ花押が書かれているので恐らく同一人が一方は公郷佐竹方の支配権をもつ長嶋左京亮に、他は佐竹方の重だった百姓衆に与えた年貢定納の督促状である。

この二つの文書の表現はそれぞれ異っているが、内容的に見てその意図するところは殆んどかわりがない。ここで先ず留意を要する点はこの二つの文書が何で出されたか、その原因となるべき事項を考えてみたい。次にその措置のとり方、及び最終的処理といった三点に重要をおいてその影響するところ等に論及したい。

第一にこの文書が出された原因は、公郷の中の佐竹方の百姓はずっと何年も前から法に背いているばかりでなく、さらに税の納所をととのえない。実際に他郷の半分または三分の一も納まっていけない事は正しくない(道理に合わない)ことである。その表現は「年來不届」と「不納事為曲」と表現しているが内容は不明である。

ところが次に差支があるので此の度は必ず処分すべきところであるが佐竹方の地も知行して早くも廿七、八年に及んでいる。といっている点や年來ということ等から考えると、この不届も不納も相当に長きに亘っていることがわかる。この領主が知行した時期はこの廿七、八年を逆算すると天正十八年が一五九〇年であるから二十七乃至三十八年遡及すると、一五六二年か一五六三年でこれは永禄五、六年頃に当ることになる。この永禄五、六年頃に知行したのであるが、その頃どんな事件が発生していたのか。この事は既に記述をした戦国時代の文書の第四、第五、第六、第七等に関係することであると考えられる。即ち嶺上之証人衆に關すことで彼等は公郷寺方に居住をしていて、孰れも氏名を見ると士分に相当するものであり、しかも「衆」の名称で呼称されるような武士的集団を中心とする一団で半島隨一の所領を有する正木兵部大輔を領主とした中での(詳29一大勢力を有していたものと考えられる。従って北条氏としては漸次勢力の拡大を図る上からはこのような在地武士的集団や在地土豪には懐柔、強圧、分散、追放等の政策をとっていたことはその例をあげるまでもない。

嶺上証人衆に限らず地方勢力に対しては若し組し易しと見れば懐柔し、反抗的と見做せば弾圧、分散、そして追放を狙う政策にこの嶺上衆も乗

ぜられている。三十貫を嶺上衆に与え、間もな没収し、嶺上衆を追放すると共に正木氏所有の公郷寺方は細分化されて正木氏の手から奪取してしまったこの巧妙な一石二鳥の処置が永禄六年に「公郷寺方定納配分之□」という文書、即ち租税配分を命ずる割付の形で公示されてしまった。

そして、この時新たに佐竹足永島分として卅五貫貳百五十文が永島氏に与えられている。この永島分として特に与えられるようになったことにについては、これより先、葛網漁業集団の勢力者として北条氏から葛網を預り、走廻って北条氏の信頼を得つつあり、遂に浜代官となって北条氏直轄支配の指揮下に隸属した事等からも永島分が付与されたことがむしろ当然であったように考えられる。しかも「公郷寺方定納配分之□」という文書に見られる通り小敷谷、糟屋右衛門、橋本等と比べて最も多く与えられている。

またわずかではあるが四貫六百六文を直轄地として御料所方に所属させている点にも留意する必要がある。

しかし、永島氏が北条氏の信頼を得たとしても何故不届であり諸納所無調ときめつけているのであろうか。それは佐竹方からの定納が滞っていたことに外ならない、しかも余郷の二分の一、三分の一も不納である。そしてさらにその事が年来とあっては見逃すわけにはいかない。それがこの文書となったのであろう。この佐竹方の中には恐らくは永島分も若干入っていたのであろうが、この佐竹方の不届については当局者も相当に手を焼いていたようであるが、その原因については明記されていない。ただ公郷が嶺上衆に与えられていたのに俄かに奪取されたための農民の反抗意識がこれ程定納を滞滞させていたものであろうか。

この佐竹方の支配関係はもと荒川某であり寺方は嶺上衆に与えられていたが、やがてそこに異変が見られる。それは公郷に続く隣接地森崎の領主南条玄蕃が佐竹を差配していたが、之もまた年来の不納所であるためその役を免ぜられ、むしろその土地の百姓の中での有力な面々に割納所が如何のようになっていのであるかを改めさせ有力者八人が相談をした結果、種々申合せを定めたけれどもそれ程の効果がなかったことが次の第十六の文書に現れている。

このことは天正十八年正月四日という日にこの文書が出されていることとも大いに関係があろう。既に天正十六年五月豊臣秀吉より北条氏に対して上洛を催促し(註30)翌天正十七年十一月には明春を期して関東進発のことを北条氏政に伝え、(註31)世情騒然となってきた、天正十八年正月の小田原城中は「肇歳、慶賀の折も群臣潜めきあひ、」同月十七日の公文所評定始の折にも軍議、同月廿日にも軍議といった状況であり、(註32)他方常陸国にあっても二、三の合戦が行われていた。従って、一僻地といえども一面には統制を強化させ、向後に備えしめる必要にも差迫まられていたようである。そのためであらうか、過去の罪は遠慮せられ、統制強化のためには善得、平六の支配は停止して左京亮に打委せ、更に寺分の一勢

力である土豪石渡孫右衛門にも協力方を依頼している。そして五十三年の中に本途に立戻るよう、この古文書を先証文として精を出すように命じている。

第十六の文書は天正十八年正月四日某判物でその本文は次の通りである。

佐竹方年来不納所ニ付而玄蕃を相払、面々共ニ申付、割納所可^レ有^ニ如何^一由断候へ^ル因^ル其八人相談御年貢進納可^レ申由雖ニ申定^ニ、結句如^ニ前々ニ不調之間、此度成敗敷、揃払敷、如何様南条ニ可^ニ申^ニ付^ニ候へ共却而年来之好良を思召令赦免上^ニ、当年より左京亮郷中任せ申付間、何事も左京亮又孫右衛門相談、田畠悉仕付進納可^ニ心掛^ニ候、若此上も至干無沙汰者必頌を可^レ伏候、万事傍輩共心を成^ニ可^ニ走廻^ニ者也、仍如^レ件

天正十八年 甲
正月四日

正月四日

(某花押)

善 右 衛 門

新 左 衛 門

与 三 左 衛 門

隼 人

この文書は前の第十五の文書と表裏一体をなして宛名は佐竹方の百姓中の重だつた者共にあてているのが異つた点であるが、前のと同様に佐竹方が年来不納所であること。また南条玄蕃を免じてその方の者共にその年貢進納を申付けた結果八人相談の上、申定たけれども結局は前々のように不調であつたので此の度こそは成敗するか、揃払にするかそれを如何様にするかを南条に申付けようと思つていたが、そうすることは却つて年来の親しみを考え差許す上からは次のような条件を付するとしている。

そしてこの文書からは何故年来不納所なのかの原因は判明しないが、既に公郷寺方は解体の上、再編成されたがその政策への不満と反抗が、逃亡となつて現れていることは「縦隣郷他郷之百姓と成共」としてみられ、その跡は「近年來荒地、二、三年も可為高野となつてしまつてゐる。この立直しの上からも「田畠悉仕付」させようというのであるが、そのための支配権を左京亮に「郷中任せ申付」そしてその相談役に寺分の土豪石渡孫右衛門を命じて強行せしめようとしている。しかも此上の無沙汰に対しては「必頌を可^レ伏」という極刑をもつて臨む態度を明かにして百姓共全体の協力と出精を命じてゐる、しかし北条氏の勢力は大きく動揺し始めた時勢の中でどれ程の威力があつたかは疑問であらう。

第十七は天正十八庚寅三月七日北条氏印判状で旧逗子村名主菊池幸右衛門所蔵にかかる文書でその本文は次の通りである。

今度西国衆出張此時於何之口「成共無」一被_レ遂_二御一戰_二可_レ被_レ為_二打果_二候間至_二町人諸商人諸細工人以下_二迄或弓鎗或鉄炮小旗以下致_二支度_二御下知次第可_レ走廻_二候、今度抽而其心_二を致、相当之武具お相嗜致_二忠信_二付而も御本意之上、任_レ望可_レ有_二御褒美_二候、各指南手脇之者_二も此筋目能々為_二申聞_二可_レ致_二其覚悟_二由被_二仰出_二者也、仍如_レ件

庚寅 (北条虎朱印、印文「祿寿応穩」)

三月七日

豆師

この文書は天正十八年三月七日に出して、この時は西国衆即ち豊臣秀吉麾下の小田原征伐の軍が刻々と小田原へ迫りつつある時に当たって、緊迫した情勢が文面上に躍如としている。

豊臣秀吉は二月廿八日宮中に参内、節刀を賜って、三月一日に都を出発し、(註33)三月六日には清洲城に到着している時で、(註34)これより先、北陸勢は二月十六日に都を出立、二月廿二日には上方勢が金沢を発し、既に三月八日には松井田城(城主大導寺駿河守直宗)が攻撃されている時である。(註35)

刻々と迫り来る大軍を迎撃すべく動員を命じたものがこの三月以降の北条氏文書に多く見えている。(註36)之もその中の一つであって、「何之口成共無」一被_レ遂_二御一戰_二可_レ被_レ為_二打果_二候」と、全面的に戦線が拡大されても唯一途に応戦して敵を全滅させてしまうという決意を示している。

更にそのためには町人、諸商人、諸細工人以下身分の高下、職種の如何を問わず、弓、鎗、鉄炮、小旗その他準備の出来る限りを用意し、命令一下、精を出して働けというのであって、その働きに対して、此の度特に衆にすぐれて其の心構を充分に示し、其の人に応じた武具等を前もって用意をして忠節のまことを尽した者については望にまかせて御褒美が下される。指導に当る者、若党にも此の重大な戦にこそ忠節を尽し、それは相応の恩賞があるという条理を申聞かせ、その覚悟をさせよという事が命ぜられている。

決戦態勢への心意が見られるが、この命令には褒賞規定のみあって罰則規定がないところにも留意すべきである。又地名として「豆師」の文字

を用いている点にも留意が必要である。

第十八、第十九の二通の文書は共に天正十八年四月十三日里見義康制札で、旧下山口村民忠蔵所蔵のものは「長沢之村放火之趾云々」と書出し、旧野比村最宝寺所蔵のものは野比之村放火之趾云々と書出しているだけの違いで以下全く同文のものである。その本文は次の通りである。

制札

長沢之村放火之趾、鎌倉 御再興御為ニ候間、当手之軍勢濫妨狼藉令ニ停止早
右之旨至_ニ于違犯之輩_モ可_レ処罪科_ニ者也、仍如_レ件

庚 刁（里見義康 朱印、印文「」）

卯月十三日

この二通の文書を合せてみると野比、長沢の両村に亘って放火をして焼失したその趾地に最宝寺を再興するに当って、里見勢の濫妨狼藉を禁じた。これに違犯する者があれば処罰するという制札である。

この文書の庚刁に天正十八年（一五九〇年）という書入れがあるが、これは正しい。そして四月十三日というのは豊臣秀吉が北条氏を攻撃するために小田原へ軍勢の下向を命じた三月一日から約一ヶ月を経た四月一日に、秀吉、家康の水軍が伊豆の諸城に攻撃を開始したことに関係がある。

それはこの文書に見えているように長沢、野沢に放火が行われ、そのために最宝寺は焼失してしまったがその趾地に再興が企てられた。そして再興事業を妨げるような濫妨狼藉に対して嚴重に禁止を命じているのは、既に里見勢が上陸していることを示していると同時に、この上陸は当然仇敵としての北条氏に脅威を与えるものである、里見氏はこの機会を利用しようとして、直ちに秀吉の命に応じての里見水軍の三崎城攻撃であった従って伊豆攻撃と機を一にしているのである。また放火は里見勢上陸に当っての戦略的なものであったであらうか。従って寺社再興への制札も当然であり得ることである。そして当時三崎城は北条氏規の支配するところであり、その守城は宿老山中上野介であった。三崎城が既に玉縄城との関係から半島守備の本拠としての重要性をもつと共に対房総への先端の備えでもあったのであるから、野比、長沢からの上陸は戦略的には三崎、荒井と玉縄の分断と三崎城背面を脅威するに役立つことが考えられよう。

第二十から第二十四まで天正十八年四月日及五月日付の豊臣秀吉禁制である。その本文は次の通りである。

第二十の文書

禁制

相模国三浦内浦之郷

竜真寺

一、軍勢甲乙未濫妨狼藉之事

一、放火之事

一、対地下人百姓非分儀申懸事

右条々堅令停止訖若違反輩速可被処敵科者也

天正十八年四月 日

第二十一の文書

禁制

相模国入不斗郷

西来寺

一、軍勢甲乙未濫妨狼藉事

一、放火事

一、対寺家門前之輩非分之儀申懸事

右条々堅令停止訖若違犯之族有之者速可被処敵科者也

天正十八年四月 日 (朱印)

第二十二の文書

禁制

相模国三浦郡蘆名郷

浄楽寺

一、軍勢甲乙人等濫妨狼藉事

一、放火事

一、対寺家門前非分之儀申懸事

右条々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可被処敵科者也

天正十八年卯月

第二十三の文書

禁制

相模国三浦

大妙寺

一、軍勢甲乙人未乱妨狼藉事

一、放火事

一、対寺家門前非分之儀申懸事

右条々若於違犯之輩者忽可被処罪科者也

天正十八年卯月 日 ○(朱印)

第二十四の文書

禁制

相模国三浦郡野比郷

最宝寺

並門前共

一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉事

一、放火事

一、対寺家門前之族非分之儀申懸事

右条々堅令停止訖若於違犯之輩者忽可被処敵科者也

天正十八年五月 日

豊臣秀吉が小田原征伐の動員令を下したのは天正十七年十二月十三日(註39)で之れから翌年二月は準備を終って二月には諸軍関東へ発行秀吉は三月一日麾下一万騎を率いて京都を發し、四月二日には箱根を越えて湯本に着した。これより小田原城を包囲の態勢を整えて四月三日より始まった。このために各地域の寺社庶民心の安定を図るため、諸州に所在する諸郷、寺社に対して禁制を掲げさせてその優位を示した。

この禁制を記載したのは北条記(一名小田原記)(註40)でその本文は次の通りである。

禁制

一、軍勢甲乙人等乱妨狼藉之事

一、放火之事

一、對地下人百姓、非分之義申懸事

右之条々、若於違犯之輩者。忽可被処罪科者也。

天正十八年三月吉日

この体裁を根幹として各州の寺社、庶民に応ずべき文言を整えさせた。今三浦半島には五通しか残っていないが、之を出した寺院、或は諸郷は如何なる選択によったものか、後の研究に俟たねばならぬ。

この五通及他地域のものを参考としてみると大体二つの型が出来ている。即ち共通のものとしては全部三ヶ条から出来ていて、前二条は諸郷、諸寺社共に共通、ただ第三条がそれぞれ相違していて諸郷宛のものは、

一、對地下人百姓、非分儀申懸事

となっており、諸寺社に対しては

一、對寺家門前之輩(或は族)非分之儀申懸事

となっている。そして結びは右条々(堅令停止訖)若違犯之輩(族)(有之)者忽(速)可被処嚴科者也

天正十八年三月(四月、五月)日

となつて括弧内は多少の相違のあるところを掲げた。

(以下次号)

(1) 歴史評論 一〇〇号

中丸和伯「後北条氏分国の地域的研究」の「五、北条氏の没落」。

(2) 東京大学史料編纂所蔵「相州文書」

高座郡文書の永祿六年六月十日の田名地頭、代官、百姓中に宛てた。

「玉繩御城塀之事」

東郡、三浦郡、久良岐郡三郡へ被仰付候、

但末代之定也、五年ニ一度宛可致之事

五間 八十貫役 田名

此請取中城

一、男柱五本 一間ニ一本立 廻一尺三寸 長さ九尺 小成共三寸より内之木ハ 是を可撰捨 栗木ニ定事

此代百廿五文 一本廿五文宛

一、小尺木拾五本 一間ニ三本宛 長さ七尺

此代四十五文 一本三文宛

一、間渡之竹十本 一間ニ貳本宛 ふとさ七寸

此代六十文 一本六文宛

一、大和竹廿束 一間ニ四束宛

此代百文 一束五文宛

一、繩卅房 一間ニ六房宛

此代十五文 一文ニ二房宛

一、萱廿把 一間ニ四把宛

此代廿文 一文に一把宛

一、すさわら卅把 一間に六把宛

此代十文 一文に三把宛

合三百七十五文

此代田名懸銭之内を以致前引、残員数如毎年可致進納者也

一、塀之あつさ八寸 中へ石ましり之赤土をいかにもかたくつきかため可申 奉行人之作事ニ可有之事

一、大風之後ハ 奉行人不及催促 其郷之者来而 塀之覆繩結可致直 此塀末代致請切上 少も雨にあたらざる様ニ 節々覆之繩結可致直事 可為肝要事

一、塀之入手間之事 一間ニ四人程 五間ニハ廿人也 一日ニ罷出 致出来様可然事
此人足其年ニ当大普請之内を以可被召仕他

以上

右於此定末代不可相違 然者 五年ニ一度宛可仕直 猶善九郎代随触可走廻 此上致無沙汰付而者諸百姓一々可被為切願之旨 被仰出者也仍被定置所如件

永祿六年 癸亥 六月十日

田名地頭代官

百姓中

とあつて資材、価格、仕様法等の規定があり佐野村宛のものも略この規定と同様である。なお永祿八年八月十二日の文書も殆んど同文であるが結尾の善九郎代（北条綱成）が左衛門大夫代（北条綱成）となっている程度であらう。

(3) 宝蔵寺については新編相模風土記稿によれば上矢部村と瀬谷村にあるのが玉繩城址に近いところで見出せる二寺である。しかし両村ともに三浦から玉繩城に向つて行くには共に遠くしかも資材を集積して城内の工事をするには不適當である。三浦方面から城に向うとすれば資材運搬の上から考えて、その通路の近傍で城に近いところが考えられるが、旧植木村とすれば竜宝寺が、また峯渡内とすれば二伝寺（宝国院）が考えられる。しかし適確に指摘は出来ないしまた寺号が妥当しない。ただ寺号にも変遷があるが宝の字が類似しているのみであるが宝の字の位置から云えば宝国院が近いけれども、既に享祿二年八月十九日北条左馬介氏時の捷書に戒法山二伝寺とあるので宝蔵寺に擬することは附会に陥る恐れがある。従つて現存しないが、旧渡内村内に適當な寺があつたのかもしれない。後の研究にまつより方法がない。

(4) 北条氏規については北条系図、小田原編年録とも北条氏康の五男で（北条五代記は四男助五郎、美濃守、従五位、葦山、館林、三崎の三ヶ城の城主であつた。

(5) 梶原については小田原記に「弘治二年、房州里見義弘上杉と一味して兵船八十艘にとり乗り相州三浦へ押渡る、三浦に有合ふ小田原衆、海賊梶原備前守を前とし富永三郎左衛門遠山丹波守叫喚て切合ける、房州勢不叶舟にこぎもどる」。

また山本については小田原編年録は山本信濃守常任、田子小松ニ久シク伝ハリタル家ナリ又太郎左衛門ト称セシコトアリ天正八年武田ノ軍艦ヲ追退ク十八年ニ水軍向井兵庫ノ為ニ塞ヲ破ラレテ逃亡ス云々」とあり。

(7) 横須賀市博物館研究報告（人文科学）第六号
拙稿相模国三浦半島の古文書について（三）の一〇三頁。

(8) 東京大学史料編纂所蔵「相州文書」の三浦郡文書、旧公郷村名主庄兵衛所蔵の弘治二年、助右衛門宛、永祿六年公郷寺万百姓中宛、永祿十年舟持助右衛門宛、天正元年永嶋出雲守、左京亮殿、天正二年長嶋左京亮宛、天正十五年永嶋出雲守宛のもの等を参照のこと。

(9) 前掲註⑥の文書参照

(10) 関八州古戦録卷之十三「南方勢金山館林城攻事」

房源ノ里見義頼小田原ト亦矛盾ニ成數十艘ノ兵船ヲ装ヒ鎌倉住柄辺マデ乱入ノ由注進有テ氏規、橋本、花房等当所ノ陣ヲ引私相州表ヘ打越ケリ」云々。

(11) 東京大学史料編纂所蔵「相州文書」足柄下郡酒匂本郷「武州文書」橘樹郡上駒林

(12) 鎌倉九代後記天正十三年四月の条

関八州古戦録卷之十三「壬生上総介義雄属南方」付小田原勢野州皆川表対陣参照
羽原又吉氏「日本漁業経済史」中卷二四五六頁

(14) 静岡県史料 第一輯の中に代官であった植松右京亮に宛てた北条氏文書の中には弓矢方 陣夫 着到その他の負担が課せられている。

(15) 相州文書 足柄下郡国府津 田嶋百姓中宛の北条氏印判状 同鎌倉 鎌倉代官宛の北条氏印判状

(16) 同文で年月日も同じ文書が各地に出されている 天正十五年七月晦日付

相州文書 三浦郡木古葉 小代官百姓中

愛甲郡 三増 小代官百姓中

大住郡 広川 小代官百姓中

足柄上郡栢山 小代官百姓中

足柄下郡中嶋 小代官百姓中

武州文書 久良岐郡永田 小代官百姓中

(67) 関八州古戦録卷之十四

「正木左近太夫正康配立之事」。

(18) 前掲書卷之十四

「上総国小浜城軍ノ事」。

「長南勢上総喜城責ノ事」。

「万喜頼春上総国発坂峠合戦ノ事」。

「相馬左近大夫治胤白井全洞ト執合ノ事」。

「正木大膳亮時茂万喜城ヲ責ル事」、

等に現れている。

(19) 前掲註の文書

(20) 東京大学史料編纂所蔵「相州文書」十八足柄下郡 国府津之船主村野宗右衛門宛の北条氏印判状

本城御前様御台所毎月納看從昔相定帳面改而被仰出事

老艘 国府津 村野宗右衛門船

此看錢毎月貳百五十文宛之役

一、看捐間致塩上可申 但隨時無塩にても上可申者 可為船主之随意 代物にて納申儀被停止事

一、国府津上十日ニ被定置候 十日之内者二度ニモ三度ニモ貳百五十文之肴之積を以上可申 十一日共至干令遅々者 可被懸過役事
一、御肴之渡所 由比千菊 清五郎左衛門兩人ニ被定候 相渡度ことニ必請取を取 御糺明之時 為先請取可申披事

以上

此外魚之代定

塩ニても無塩ニても可為隨意

一 六七寸之鯛 壹ツ 代十文

一 一尺之鯛 壹ツ 代十五文

一 一尺五寸鯛 壹ツ 代卅文

以上鯛ならハ以此積可渡

なまひ

一 かつほ 壹ツ 代十二文

一 大あち 壹ツ并わかかなこ 代二文

一 あわひ 壹はい 代三文

一 いハシ 貳ツ 代壹文

一 いなた 壹ツ 代五文

以上

右所定置令無沙汰ニ付而者 船持可刎頭 地頭迄可被処越度 若又台所奉行并由比 清五郎左衛門至干非分之儀申懸者 則可捧目安者也仍如件

(永祿三年)

庚申 (北条氏虎朱印)

二月廿三日

国府津之船主

村野宗右衛門

(21) 前掲参照

(22) 史学会編「史学雑誌」第四十六編第九号相田二郎氏「北条氏の印判に関する研究(2)前編(下)二七印文未詳の印判

(23) 小田原衆所領帳によれば朝倉右馬助は御馬廻衆として北条氏家臣団の中でも特に親近で弓矢のはまれの高い人物であった。

買得

百貳拾貫文

三 浦 浦 江

卅貳貫三百四拾文

同所辰増

七拾貳貫 豆 州 玉 川

以上貳百貳拾貫三百四拾文

此内

百九拾貫文 自前々役來知行役辻殘而

冊四貫三百四拾文
從昔除役間可為其分入衆者到出
錢者可懸高辻但浦郷辰増分々重
而懸檢地上投被仰付者也

此外

五拾貫文 上 總 篠 塚

廿五貫文 同 (松) 杉 村 谷

以上七拾五貫文 役惣次重而可仰付

なお小田原編年録は「右馬助ハ天正十八年中城ヲ守リシ能登守。景澄入道犬也の初名ナルヘシ」と記している。
之に対して新編相模風土記稿は「按ずるに能登守。景隆は後入道して犬也と称せり、北条氏没後結城中納言に仕ふ、又按するに北条役帳に載する右馬助は恐らくは景隆が初名なるへし」と記している。

(24) 現在良心寺に残っている墓碑は嫡男右馬助となつて戒名は涅槃院殿染蒼入信道範居士となつてゐる。

(25) 前掲註(23)を参照。

(26) 前掲註(23)を参照。

(27) 第十三の文書は能登守とし、第十四は右馬助で文面からは能登守の後継者らしい「依之拙者も其旨存候而」云々と記している。

(28) 横須賀市博物館研究報告(人文科学) 第五号

拙稿「相模国三浦半島の古文書について(2)」4戦国時代の文書第四、第五、第六、第七を参照。

(29) 小田原衆所領役帳 此外半役被仰付衆

一 正木兵部大輔

百貫七百十一文 長 坂

百拾九貫九百拾九文 金 田

百八十七貫三拾七文 矢 部

四拾六貫四百四拾一文 佐 野 村

百貳拾五貫八百九十五文 浦 賀

百拾八貫七百貳拾四文 公郷寺方岸上衆ニ被下

以上六百九拾八貫七百貳拾七文

此外

一 笠原佐渡 買得

百四拾九貫百四十一文 栗 浜

正木ニ被下内也反錢棟別懸錢以下為不入被下并知行役御免許御判形有之以上

右のようになっていて公郷寺方にいる岸上衆は役帳の原本に当って調査していないが註(28)にみる文書によれば、ここに記されている岸上衆と嶺上之証人「衆」とが別の衆ではないように考えられるが、或は役帳を写本する場合の誤りも考えられる。

既に法政史学第十五号、石渡隆之氏「嶺上之証人衆跡私考」には同一衆として論及している。

(30) 関八州古戦録卷之十五、「秀吉公譴責北条氏政父子ヲ事」

(前略)「去歲戊子(天正十六年) 閏五月相国寺ノ妙寿院惺窩ヲ以テ使价トシテ小田原ヘ指サレ応仁文明以來兵革打統テ四海穩ナラザル処ニ時至リケルヤ連々ニ静謐シテ世上日ヲ逐テ清平ノ思ヒニ歸ス然ト云ヘ氏氏政父子関左ニ跨テ数ケ国ヲ押領シ王姿ニ恐レス武命ヲ受ス朝家ノ拜趨柳營ノ参勤モナク悉皆公儀ヲ蔑如ニシテ雅意ヲ翔ル、ノ所行何等ノ分別アルニヤ凡普天ノ下王土ニアラスト云事ナク率土ノ浜王臣ニアラサルハナシ速ニ上洛シ参内ヲ遂ラルヘシ」(下略)。

(31) 前掲註(30)「前略」「当冬中弥以上京スヘキノ趣ヲ申越シカ来リ東国発出ノ案内モナク剩ヘ私トシテ吳桃ヲ攻取ル事秀吉ニ表裏ヲ擬作フノ仕形言語道断ノ翔ナリ從渠々軍ヲ関左ニ発シ北条一家ノ族ヲ殲シテ渠儕カ造意の遺恨ヲ果シ後鑒ニ備ヘシトテ十一月廿四日秀吉公在判ノ書翰ヲ明王院ニ相互サレ」(後略)云々とあり、その書翰は北条記六に掲出されている。

(32) 関八州古戦録卷之十六、「北条家評定附 山中城守兵事前掲書秀吉公京都進発事」。

(34) 前掲書秀吉公沼津ノ駅著陣小早川隆景家人事」。

(35) 前掲書「北国勢西上州乱入事」。

(36) 東京大学史料編纂所所蔵「相州文書」「武州文書」には(a)寺社に、禁制を出したものの、(b)出陣に当って走廻を命ずるもの、(c)武器を徴発するもの、(d)人を徴発するもの等戦雲、危急のみるべきものがある。二三例を掲げる。

①天正十八年一月十四日 鎌倉 妙本寺 定書

天正十八年一月廿一日 鎌倉 建長寺 掟書

天正十八年二月十日 小田原 宝安寺 法度

兵糧は寺内におくことを禁ずる、寺家に対する狼藉を禁ずる等

②天正十八年二月廿五日 都 築 上原甚二郎歩足 輕十人走廻を命ず

天正十八年三月七日 三 浦 豆 師 動員の折には武具をとり走廻を命ず

天正十八年三月八日 大 住 大 山 寺 敵襲に走廻兵糧を集結せよ

◎天正十七年十二月晦日 足柄下 須藤惣左衛門 大筒廿挺

④天正十八年三月廿五日 足柄上 千 津 嶋 人足老入

天正十八年四月十三日 都 筑 伊丹、河本、上原 警固を命ずる

(37) 関八州古戦録卷之十七、「佐竹宇都宮以下上方一味事」。

「房源ノ里見義頼ハ元来北条家ト匹敵ノ儀ナレハ殿下ノ動座ヲ幸トシテ一味ノ約ヲ先達テ申入置レケルカ」云々、ここに義頼は天正十五年に没しているの
で義康である。

(38) 新編相模風土記稿卷百二十一、三浦郡五、三崎番所跡の項に「天正十八年小田原の役に氏規の家老山中上野介当城を守り、北条氏没落の時此城を朝比奈
弥太郎に渡して退去す」とし、その根拠として山中氏実伝を掲げている、即ち「上野某、北条氏康に仕ふ、後氏康の命により、美濃守氏親に属し家老とな
る。天正十八年の小田原籠城の時三浦の城に在り、没落の時、三浦城を朝比奈弥太郎に渡せり」。

(39) 一五畿内は可レ為ニ半役ニ事

一中国並ニ四国は可レ為ニ四人役ニ事

一從レ阪到ニ尾州ニ者可レ為ニ六人役ニ事

一北国者可レ為ニ六人半役ニ事

一遠参駿甲信此五ヶ国者可レ為ニ七人役ニ事

天正十七年十二月 日

(40) 北条記六、「氏政氏照御最後事」。